

1 労働衛生関係規則等

労働衛生関係規則
平成27年度 2015/08/12
(中野防)

(1) 労働衛生管理体制

	総括安全衛生管理者 (法第10条)	衛生管理者 (法第12条)	衛生推進者等 (法第12条の2)	産業医 (法第13条)														
選任すべき事業場	次に掲げる業種の区分に応じ、常時掲げる数以上の労働者を使用する事業場 1 林業、鉱業、建設業、運送業および清掃業 100人 2 製造業 (物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業および機械修理業 300人 3 その他の業種 1000人	常時50人以上の労働者を使用する事業場 次の表の左欄に掲げる事業場の規模に応じて、同表の右欄に掲げる数以上の衛生管理者を選任すること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業場の規模(常時使用する労働者数)</th> <th>衛生管理者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50人以上200人以下</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>200人を超え500人以下</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>500人を超え1000人以下</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>1000人を超え2000人以下</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>2000人を超え3000人以下</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>3000人を超える場合</td> <td>6人</td> </tr> </tbody> </table>	事業場の規模(常時使用する労働者数)	衛生管理者数	50人以上200人以下	1人	200人を超え500人以下	2人	500人を超え1000人以下	3人	1000人を超え2000人以下	4人	2000人を超え3000人以下	5人	3000人を超える場合	6人	常時10人以上50人未満の労働者を使用する非工業的業種*の事業場ごとに衛生推進者を選任し、衛生に係る業務を担当させる。 なお、安全管理者を選任すべき業種にあっては安全衛生推進者を選任する。 *非工業的業種：前頁に掲げる、総括安全衛生管理者を選任すべき事業場の業種の区分のうち「3 その他の業種」に該当する業種をいう。	常時50人以上の労働者を使用する事業場 (常時3000人を超える労働者を使用する事業場) については、2人以上を選任する)
事業場の規模(常時使用する労働者数)	衛生管理者数																	
50人以上200人以下	1人																	
200人を超え500人以下	2人																	
500人を超え1000人以下	3人																	
1000人を超え2000人以下	4人																	
2000人を超え3000人以下	5人																	
3000人を超える場合	6人																	
選任に関する要件	当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者	当該事業場に専属の者で、次に掲げる業種の区分に応じ、それぞれに掲げる者 ① 農林畜水産業、鉱業、建設業、製造業 (物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業および清掃業 第一種衛生管理者免許もしくは衛生工学衛生管理者免許を有する者または医師、歯科医師、労働衛生コンサルタント、その他厚生労働大臣の定める者 ② その他の業種 ①に掲げる者のほか、第二種衛生管理者免許を有する者 なお、2人以上の衛生管理者を選任する場合においては、そのうち1人は労働衛生コンサルタント (専属でない) から選任することができる。	①および②の者は当該事業場に専属の者であること。③の者の場合は専属でなくても可。 ① 都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習を修了した者 ② 大学卒業後1年以上、高等学校または中等教育学校卒業後3年以上、その他5年以上事業場の衛生の実務 (安全衛生推進者) に従事した経験を有する者 ③ 労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、その他厚生労働大臣が定める者	医師のうち次の要件を備えた者 ① 労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する研修であって、厚生労働大臣の指定する者が行うものを修了した者 ② 産業医科大学等の卒業生であって、その大学が行う実習を履修したもの ③ 労働衛生コンサルタント試験 (保健衛生) に合格した者 ④ 大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授または講師の職にある者、またはあった者 なお、1,000人以上の労働者を使用する事業場または一定の有害業務に500人以上の労働者を従事させる事業場においては、その事業場に専属の者を選任する。														
業務の内容	安全管理者、衛生管理者等を指揮することおよび次の業務を統括管理すること 1 労働者の危険または健康障害を防止するための措置に関すること 2 労働者の安全または衛生のための教育の実施に関すること 3 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること 4 労働災害の原因の調査および再発防止対策に関すること 5 安全衛生に関する方針の表明に関すること 6 法第28条の2第1項 (注) の危険性または有害性等の調査およびその結果に基づき講ずる措置に関すること 7 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価および改善に関すること	① 総括安全衛生管理者の統括管理する業務のうち衛生に係る技術的事項を管理すること ② 少なくとも毎週1回作業場等を巡視し、設備、作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずること	総括安全衛生管理者の統括管理する以下の業務を担当すること。 1 労働者の危険または健康障害を防止するための措置に関すること 2 労働者の安全または衛生のための教育の実施に関すること 3 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること 4 労働災害の原因の調査および再発防止対策に関すること 5 安全衛生に関する方針の表明に関すること 6 法第28条の2第1項 (注) の危険性または有害性等の調査およびその結果に基づき講ずる措置に関すること 7 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価および改善に関すること (衛生推進者) については衛生に係る業務に限る。	① 健康診断および面接指導等の実施、その結果に基づく措置 ② 作業環境の維持管理 ③ 作業の管理 ④ その他労働者の健康管理 ⑤ 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置 ⑥ 衛生教育 ⑦ 労働者の健康障害の原因の調査および再発防止のための措置 ⑧ 少なくとも毎月1回作業場等を巡視し、作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずること														

注：改正により、第57条の3第1項および第2項が追加 (平成28年6月1日施行)。

(2) 粉じん障害防止規則

規制内容等		いずれかの措置					全 体 換 気 装 置	換 気 装 置	粉 じ ん 濃 度 の 測 定	除 じ ん 装 置	特 別 の 教 育	休 憩 設 備	清 掃	作 業 環 境 測 定 お よ び 評 価	呼 吸 用 保 護 具 (注)2	計 画 の 届 出 (注)3	
		湿 式 型 衝 撃 式 削 岩 機	湿 潤 な 状 態 に 保 つ た め の 設 備	密 閉 す る 設 備	局 所 排 気 装 置	装 置 プ ッ シ ユ プ ル 型 換 気											
粉じん作業							5	6 6の2	6の3	10	22	23	24	26 26の2	27	安衛則	
粉じん則条文		4															
粉 じ ん 作 業 (規則別表第一)	特定粉じん作業 (規則別表第二)	屋内			△	△	○	△			△	○	○	○		△	
		坑内		△	○	△				○		○	○				
	特定粉じん作業以外の粉じん作業 (規則別表第三)	坑外	屋内						○				○	○		○	
			屋外										○			○	
		坑内								○	○					○	
		タンク内等														○	
	その他の作業	坑外	屋内						○				○	○			
			屋外										○				
		坑内								○	○					○	

- (注) 1 △印は、一部のものについて規制があることを示す。
 2 呼吸用保護具を使用すべき作業の中で、所定の作業については電動ファン付き呼吸用保護具を使用するよう定められている。
 3 計画の届出は、△印以外にも場合により適用になることがある。

(3) 有機溶剤中毒予防規則

規制内容等		物質	有機則条文	第1種有機溶剤等	第2種有機溶剤等	第3種有機溶剤等
設	屋内作業場のうちタンク等の内部	密閉装置	5	○	○	
		局所排気装置		○	○	
		プッシュプル型換気装置		○	○	
		全体換気装置		×	×	
備	タンク等の内部	吹付け作業	6-① ②	○	○	○
		密閉装置		○	○	○
		局所排気装置		○	○	○
		プッシュプル型換気装置		○	○	○
	吹付け作業以外	密閉装置	6-① ②	○	○	○
		局所排気装置		○	○	○
		プッシュプル型換気装置		○	○	○
		全体換気装置		×	×	○
管	作業主任者の選任	19	○	○	○	
	定期自主検査およびその記録	20、20の2、21	○	○	○	
	点検	22	○	○	○	
	補修	23	○	○	○	
	掲示	24	○	○	○	
	区分表示	25	○赤	○黄	○青	
測定	測定、評価およびその記録	28、28の2	○	○	×	
その他	健康診断	29	○	○	○ (各部に譲る)	
	貯蔵	35	○	○	○	
	空容器の処理	36	○	○	○	
	計画の届出	安衛則	○	○	○	
	表示 (法 57)	法57	○	○	×	

●有機溶剤：令別表第6の2の有機溶剤

●有機溶剤等：有機溶剤または有機溶剤含有物（有機溶剤と有機溶剤以外の物との混合物で、有機溶剤を当該有機溶剤混合物の重量の5%を超えて含有するもの）

1 第1種有機溶剤等

① 次の有機溶剤 1・2-ジクロロエチレン、二硫化炭素

② ①の物のみから成る混合物

③ ①の物と当該物以外の物との混合物で、①の物を当該混合物の重量の5%を超えて含有するもの

2 第2種有機溶剤等

① 次の有機溶剤 アセトン、イソブチルアルコール、イソプロピルアルコール、イソペンチルアルコール、エチルエーテル、エチレングリコールモノエチルエーテル、エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート、エチレングリコールモノ-ノルマル-ブチルエーテル、エチレングリコールモノメチルエーテル、オルト-ジクロロベンゼン、キシレン、クレゾール、クロロベンゼン、酢酸イソブチル、酢酸イソプロピル、酢酸イソペンチル、酢酸エチル、酢酸ノルマル-ブチル、酢酸ノルマル-プロピル、酢酸ノルマル-ペンチル、酢酸メチル、シクロヘキサノール、シクロヘキサノン、N・N-ジメチルホルムアミド、テトラヒドロフラン、1・1・1-トリクロロエタン、トルエン、ノルマルヘキサン、1-ブタノール、2-ブタノール、メタノール、メチルエチルケトン、メチルシクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノン、メチル-ノルマル-ブチルケトン

② ①の物のみから成る混合物

③ ①の物と当該物以外の物との混合物で、①の物または1の①の物を当該有機溶剤混合物の重量の5%を超えて含有するもので1の③以外のもの

3 第3種有機溶剤等

有機溶剤等のうち第1種有機溶剤等および第2種有機溶剤等以外のもの

ガソリン、コールタールナフサ、石油エーテル、石油ナフサ、石油ベンジン、テレピン油、ミネラルスピリット

法令	区分	規制内容	令区分								その他								
			1	2	3	4	5	6	7	8	ア クロ レ イ ン	硫 化 ナ ト リ ウ ム	1・3 ブ タ ジ エ ン	1・4 ジ ク ロ ロ ー 2	硫 酸 ジ エ チ ル	1・3 プ ロ パ ン ス ト ン			
区 分	特 定 化 学 物 質	禁 止 物 質																	
		第 1 類 物 質																	
		特定第 2 類 物 質 特 別 有 機 溶 剤 等																	
		オ ー ラ ミ ン 等																	
		管 理 第 2 類 物 質																	
		第 3 類 物 質	○	○	○	○	○	○	○	○									
特 定 化 学 物 質 障 害 予 防 規 則	55 56 57 59 67	製 造 等 の 禁 止																	
		製 造 の 許 可 示																	
		表																	
		労働衛生教育(雇入れ時)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		健康管理手帳																	
		対 象 件																	
		3	第 1 類 物 質 の 取 扱 い 設 備																
		4	特定第 2 類 物 質 密 閉 式 等 の 製 造 等 に 局 排 係 る 設 備 プ ッ シ ュ ブ ル																◆
		5	特定第 2 類 物 質 密 閉 式 又 は 管 理 第 2 類 局 排 物 質 に 係 る 設 備 プ ッ シ ュ ブ ル											◆	◆	◆	◆	◆	◆
		7	局 排 の 性 能											制	0.005 cm ²	制			
9 12	用 後 処 理 装 置 除 じ ん の 設 備 排 ガ ス 液 残 さ い 物 処 理			○	○						○	○							
		12の2	ぼ ろ 等 の 処 理	○	○	○	○	○	○	○	○							◆	
		第4章	漏 え い の 防 止	○	○	○	○	○	○	○	○							◆	
	21	床 の 構 造	○	○	○	○	○	○	○	○								◆	
	24	立 入 り 禁 止 の 措 置	○	○	○	○	○	○	○	○								◆	
	25	容 器 等	○	○	○	○	○	○	○	○								◆	
	27	特 定 化 学 物 質 作 業 主 任 者 の 選 任	○	○	○	○	○	○	○	○									
	36	作 業 環 境 の 実 施 測 定 記 録 の 保 存																	
	36 の 2	作 業 環 境 測 定 の 実 施 結 果 の 評 価 記 録 の 保 存																	
		管 理 濃 度																	
	37	休 憩 室																	
	38	洗 浄 設 備																	
	38の2	喫 煙 等 の 禁 止																	
	38の3	掲 示																	
	38の4	作 業 記 録											◆	◆	◆	◆	◆	◆	
第5章の2	特 別 規 定											◆	◆	◆	◆	◆	◆		
39 ・ 40	健 康 診 断	雇 入 、 定 期 配 転 後 記 録 の 保 存																	
42	緊 急 診 断	○	○	○	○	○	○	○	○										
53	記 録 の 報 告																◆		

11 ◆は該当条文と同様の内容を特別規定(特化則第38条の17~第38条の19)で定めていることを示す。

(5) 石綿障害予防規則

石綿則 条文	対象作業 規制内容	石綿等が使用されている建築物、工作物又は船舶の解体等の作業							解体等以外の石綿取扱い作業	吹付石綿等の近傍での臨時作業 (10条②)	
		① 石綿等が吹き付けられた建築物等における当該吹き付けられた石綿等に係る作業				② 耐火被覆材等(粉じんを著しく飛散するおそれのあるもの)の除去の作業					③ 去の作業 ①、②以外の建材の除
		耐火建築物又は準耐火建築物における除	去の作業 火建築物における除	その他の除去の作業	封じ込め石綿等の 切込等を伴う 切込等の作業注2	囲い込みの作業注2 切込等を伴わない 切込等の作業注2	い込みの作業注2 切込等を伴わない 切込等の作業注2	切込等を伴う除去・封じ込め・囲い込みの作業			
3	事前調査／結果の揭示	○	○	○	○	○	○	○			
4	作業計画	○	○	○	○	○	○	○			
5	作業の届出			○	○	○	○	○			
30 案則	計画の届出	○									
6	吹付け石綿除去等の作業場所の隔離等の措置	○	○	○			○				
7	保温材等除去時の作業者以外立入禁止／表示					○		○			
8	請負人への石綿使用状況の通知	○	○	○	○	○	○	○			
9	注文者の発注条件に対する配慮	○	○	○	○	○	○	○			
13	湿潤化	○	○	○	○	○	○	○	○		
14	呼吸用保護具及び作業衣等の使用	○注3	○注3	○	○	○	○	○	○	○	
15	関係者以外の立入禁止／表示	○	○	○	○	○	○	○	○		
19 20	石綿作業主任者の選任／職務	○	○	○	○	○	○	○	○		
27	特別の教育の実施	○	○	○	○	○	○	○			
33 34	喫煙等の禁止／揭示	○	○	○	○	○	○	○	○		
35	作業の記録注4	○	○	○	○	○	○	○	○		
40 43	健康診断の実施／記録／報告注4.5	○	○	○	○	○	○	○	○		
46	保護具等の作業場外への持ち出し禁止	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

- (注) 1 ②の耐火被覆材等とは、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材が含まれる。
 2 石綿粉じんが発散し、労働者がばく露するおそれがあるとして石綿則第10条第1項に基づき行う吹付け石綿等の封じ込め、囲い込みの作業
 3 呼吸用保護具については、電動ファン付き呼吸用保護具等に限る。
 4 常時作業の場合。記録は、従事しなくなってから40年間保存。
 5 報告は定期に実施したものに限る。

(6) 鉛中毒予防規則

設備等	鉛業務 作業	鉛則1条						令別表4第8	令別表第9	令別表第10	令別表第11	鉛則1条					令別表4第17	鉛則1条ワ	
		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ					ト	チ	リ	ヌ	ル			ヲ
		鉛の製錬、精錬	銅等の製錬、精錬	鉛蓄電池	電線等	鉛合金等	鉛化合物					鉛ライニング	含鉛塗料のかき落とし等	鉛装置内業務	鉛装置の解体	転写紙			含鉛塗料等
局所排気装置またはプッシュプル型換気装置および用後処理装置	焙焼	⊗																	
	焼結	⊗																	
	溶鋳	⊗	⊗																
	転溶		⊗																
	造(込)	●	⊗	●	○	●	●	○					⊗					●	
	焼成	⊗	⊗				⊗												
	粉砕	●	●	●			●						●						
	破砕	●						○		○									
	混合	●	●	●			●						●						
	ふるい分け	●	●	●			●						●						
	容器詰	●	●	●			●												
	加工			○		○													
	組立			○															
	溶接			○		○		○	○	○									
	溶断			○		○		○	○	○									
	切断			○		○													
	練粉			●			●						●						
	煨焼						⊗												
	攪拌						●												
	溶解							○											
溶解							○												
蒸着							○												
仕上げ							●												
加工								○											
圧延								○											
粉まき等												●							
はんだ付け													○*						
施釉														○					
絵付け															○				
作業主任者		※	※	※	※	※	※	※	※	※								※	
測定および評価		※	※	※	※	※	※	※	※	※								※	
健康診断		①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	②	②	②	①	②	①

- (注) 1 ⊗印は、当該装置および当該装置に設置を規定した局所排気装置またはプッシュプル型換気装置に用後処理装置（用後処理装置とは、排気・排液に含まれる有害物を取り除く装置をいい、除じん装置等が該当する）の設置を規定しているもの。
 2 ●印は、当該作業場に局所排気装置またはプッシュプル型換気装置および用後処理装置の設置を規定しているもの。
 3 ○印は、当該作業場に局所排気装置またはプッシュプル型換気装置の設置を規定しているもの。（ただし、はんだ付け業務*については全体換気装置も可。）
 4 ※印は、選任、実施について規定しているもの。
 5 健康診断欄については、①は6カ月以内ごとに1回、②は1年以内ごとに1回定期に実施する必要があることを示したものである。

(8) 高気圧作業安全衛生規則

対象業務		高圧室内作業	水業務用潜る潜水器を		対象業務		高圧室内作業	水業務用潜る潜水器を	
			水深10m以上の場所	中				水深10m以上の場所	中
項目	条文	ゲージ圧0.1MPa以上 大気圧を超える気圧下	の気圧下		ゲージ圧0.1MPa以上 大気圧を超える気圧下	の気圧下		水深10m以上の場所	中
			水	中		水	中		
事業者の責務	1	○		○	排気沈下の場合の措置	24	○		
定義	1の2	○		○	発破を行った場合の措置	25	○		
作業室の気積	2	○			火傷等の防止	25の2	○		
気閉室の床面積および気積	3	○			刃口の下方の掘下げの制限	25の3	○		
送気管の配管等	4	○			高圧室内作業主任者の携行器具	26	○		
空気清浄装置	5	○			作業計画等の準用	27			△△
排気管	6	○			送気量および送気圧	28			○
圧力計	7		○※		ボンベからの給気を受けて行う潜水業務	29			○
異常温度の自動警報装置	7の2	○			圧力調整器	30			○
のぞき窓等	7の3	○			浮上の特例等	32			○
避難用具等	7の4	○			さがり綱	33			○
空気槽	8			○	設備等の点検および修理	34			○
空気清浄装置等	9			○	連絡員	36			○
作業主任者	10	○			潜水作業者の携行物等	37			○
特別の教育	11	○		○	健康診断	38	○		○
潜水士免許	12			○	健康診断の結果	39	○		○
作業計画	12の2		○	○	医師からの意見聴取	39の2	○		○
立入禁止	13	○			健康診断の結果の通知	39の3	○		○
加圧の速度	14	○			健康診断結果報告	40	○		○
ガス分圧の制限	15	○		○	病者の就業禁止	41	○		○
酸素ばく露量の制限	16	○		○	再圧室の設置	42		○	○
有害ガスの抑制	17	○			立入禁止	43		○	○
減圧の速度等	18	○		○	再圧室の使用	44		○	○
減圧の特例等	19	○			再圧室の点検	45		○	○
減圧時の措置	20	○			危険物等の持込禁止	46		○	○
作業の状況の記録等	20の2		○	○	圧気工法による作業を行う仕事の届出	安衛則89の2、90	○		
連絡	21	○							
設備の点検および修理	22	○							
使用開始時の点検	22の2	○							
事故が発生した場合の措置	23	○							

(注) △印(27条)は、12条の2および20条の2の規定(水深10m以上の場合における潜水業務に限る。)並びに15条、16条および18条の規定(潜水作業)についての準用規定である。

※第6項についてのみ、ゲージ圧0.1MPa以上の気圧下に限る。

(10) 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

除染電離則条文	規制内容	対象業務	除染等業務				特定線量下業務
			土壌等除染等の業務	廃棄物等収集業務	特定汚染土壌取扱業務		
					25 μ Sv/h超	25 μ Sv/h以下	
3	被ばく限度		○	○	○	○	
4	妊娠と診断された女性の被ばく限度		○	○	○	○	
5	線量の測定	外部被ばく線量測定	○	○	○	△(注)1	
		内部被ばく線量測定・検査	○(注)2	○(注)2	○(注)2		
6	線量の測定結果の確認、記録等	1mSv/day超のおそれ 毎日確認	○	○	○		
		算定・記録・30年間保存	○	○	○	△(注)1	
		従事者に通知	○	○	○	△(注)1	
7	事前調査	事前調査・結果の記録	○	○	○(注)3	○(注)3	
		結果の概要を労働者に明示	○	○	○(注)3	○(注)3	
8	作業計画	作業計画の策定	○	○	○		
		関係労働者に周知	○	○	○		
9	作業の指揮者		○	○	○		
10	作業の届出 (25 μ Sv/h超)		○		○		
11	医師の診察又は処置、所轄監督署長への報告		○	○	○	○	
12	粉じんの発散を抑制するための措置		○(注)4	○(注)4			
13	容器の使用等			○			
14	退出者の汚染検査		○	○	○	○	
15	持出し物品の汚染検査		○	○	○	○	
16	保護具		○(注)5	○(注)5	○(注)5	○(注)5	
17	保護具の汚染除去		○	○	○	○	
18	喫煙等の禁止、労働者への明示		○	○	○	○	
19	除染等業務に係る特別の教育		○	○	○	○	
20	健康診断		○(注)6	○(注)6	○(注)6		
21	健康診断の結果の記録、30年間保存		○	○	○		
22	健康診断の結果についての医師からの意見聴取		○	○	○		
23	健康診断の結果の通知		○	○	○		
24	健康診断結果報告		○	○	○		
25	健康診断等に基づく措置		○	○	○		
25の2	特定線量下業務従事者の被ばく限度						○
25の3	妊娠と診断された女性の被ばく限度						○
25の4	線量の測定 (外部被ばくによる線量測定)						○
25の5	線量の測定結果の確認、記録等	1mSv/day超のおそれ 毎日確認					○
		算定・記録・30年間保存					○
		従事者に通知					
25の6	事前調査	事前調査・結果の記録					(注)3
		結果の概要を労働者に明示					(注)3
25の7	医師の診察又は処置、所轄監督署長への報告					○	
25の8	特定線量下業務に係る特別の教育					○	
25の9	被ばく歴の調査					○	
26	放射線測定器の備え付け		○	○	○	○	○
27	事業廃止の際の被ばく線量の記録の引渡し 離職の際又は事業廃止の際の従事者への記録の写しの交付		○	○	○	△(注)1	○
			○	○	○	△(注)1	○
28	事業廃止の際の健康診断個人票の引渡し 離職の際又は事業廃止の際の従事者への健康診断個人票の写しの交付		○	○	○		
			○	○	○		
29	調整 (被ばく線量のみなし規定)		○	○	○	△(注)1	○
30	調整 (健康診断のみなし規定)		○(注)6	○(注)6	○(注)6		

(注) 1 2.5 μ Sv/h以下の場所においてのみ特定汚染土壌等取扱業務に従事する者は不要。2.5 μ Sv/h以下のみならず、2.5 μ Sv/hを超える場所においても業務が見込まれる者には、2.5 μ Sv/h以下の場所においても措置が必要。

2 平均空間線量率が2.5 μ Sv/hを超える場所において、次により測定又は検査を行う。
(平成23年厚生労働省告示第468号)

	50万Bq/kgを超える汚染土壌等 (高濃度汚染土壌等)	高濃度汚染土壌等以外
粉じんの濃度が10mg/m ³ を超える作業 (高濃度粉じん作業)	3月に1回の内部被ばく測定	スクリーニング検査
高濃度粉じん作業以外の作業	スクリーニング検査	スクリーニング検査 (突発的に高い粉じんにはばく露 された場合に限る。)

3 作業開始前及び同一の場所で継続して作業中、2週間につき一度

4 高濃度汚染土壌又は高濃度粉じん作業の場合

5 次の保護具を使用 (平成23年厚生労働省告示第468号)

	50万Bq/kgを超える汚染土壌等 (高濃度汚染土壌等)	高濃度汚染土壌等以外
粉じんの濃度が10mg/m ³ を超える作業 (高濃度粉じん作業)	粒子捕集効率が95%以上の防じんマスク、全身化学防護服、長袖の衣服ならびに不浸透性の保護手袋及び長靴	粒子捕集効率が80%以上の防じんマスク、長袖の衣服、保護手袋及び不浸透性の長靴
高濃度粉じん作業以外の作業	粒子捕集効率が80%以上の防じんマスク、長袖の衣服並びに不浸透性の保護手袋及び長靴	長袖の衣服、保護手袋及び不浸透性の長靴

6 除染電離則による健康診断のほか、特定業務従事者健康診断 (安衛則第45条：6月以内ごとに1回の一般定期健康診断) の対象。

(12) 事務所衛生基準規則

項	目	事務所則	基準	備考	
事務室の環境管理	気積	2	10m ³ /人以上とすること	定員により計算すること	
	窓その他の開口部	3①	最大開放部分の面積を床面積の20分の1以上とすること	20分の1未満のとき換気設備を設けること	
	室内空気環境基準	一酸化炭素	3②	50ppm以下とすること	検知管等により測定すること
		二酸化炭素		0.5%以下	〃
	温度	10℃以下のとき	4①	暖房等の措置を行うこと	
		冷房実施のとき	4②	外気温より著しく低くしないこと	
	空気調和設備または機械換気設備	浮遊粉じん(約10マイクロメートル以下)	5①	0.15mg/m ³ 以下とすること	デジタル粉じん計、ろ紙じんあい計等により測定すること
		一酸化炭素		10ppm以下	〃
		二酸化炭素		0.1%以下	〃
		ホルムアルデヒド		0.1mg/m ³ 以下	2・4-ジニトロフェニルヒドラジン捕集-高速液体クロマトグラフ法、4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカプト-1・2・4-トリアゾール法により測定すること
		気流		0.5m/s以下	〃
	空気調和設備	室温	5③	17℃以上28℃以下になるように努めること	0.5度目盛の温度計により測定すること
		相対湿度		40%以上70%以下	0.5度目盛の乾湿球の湿度計(アウグスト乾湿計、アスマン通風乾湿計)
	作業環境測定(安衛法施行令第21条第5号の室)		7	室温、外気温、相対湿度、一酸化炭素、二酸化炭素について2月以内ごとに1回、定期に行うこと ただし、室温および湿度については、1年間、基準を満たし、かつ、今後1年間もその状況が継続すると見込まれる場合は、春(3~5月)または秋(9~11月)、夏(6~8月)、冬(12~2月)の年3回の測定とすることができる	測定結果を記録し、3年間保存すること
	ホルムアルデヒド		7の2	室の建築、大規模の修繕、大規模の模様替を行った場合は、当該室の使用を開始した日以後最初に到来する6月から9月までの期間に1回、測定すること	2・4-ジニトロフェニルヒドラジン捕集-高速液体クロマトグラフ法、4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカプト-1・2・4-トリアゾール法により測定すること
燃焼器具	室等の換気	6①	排気筒、換気扇、その他の換気設備を設けること		
	器具の点検	6②	異常の有無の点検を毎日行うこと		
	室内空気環境基準	一酸化炭素	6③	50ppm以下とすること	検知管等により測定すること
二酸化炭素		0.5%以下		〃	

項 目			事務所別	基 準	備 考	
事 務 室 の 環 境 管 理	空 気 調 和 設 備	冷 却 塔	水 質	9の2	水道法第4条に規定する水質基準に適合させること	
			点 検		使用開始時、使用を開始した後、1月以内ごとに1回、定期に行うこと	冷却水についても同様に点検を行うこと 点検の結果、必要に応じて清掃、換水を行うこと (1月を超える期間使用しない冷却塔に係る当該使用しない期間は該当しない。)
			清 掃		1年以内ごとに1回、定期に行うこと	冷却水の水管についても同様に清掃を行うこと
		加 湿 装 置	水 質		水道法第4条に規定する水質基準に適合させるための措置をとること	
			点 検		使用開始時、使用を開始した後、1月以内ごとに1回、定期に行うこと	点検の結果、必要に応じて清掃を行うこと (1月を超える期間使用しない加湿装置に係る当該使用しない期間は、該当しない。)
			清 掃		1年以内ごとに1回、定期に行うこと	
	空 気 調 和 設 備 の 排 水 受 け	点 検	使用開始時、使用を開始した後、1月以内ごとに1回、定期に行うこと	点検の結果、必要に応じて清掃を行うこと (1月を超える期間使用しない排水受けに係る当該使用しない期間は、該当しない。)		
	機械による換気のための設備の点検			9	初めて使用するとき、分解して改造、修理したときおよび2月以内ごとに1回定期的に行うこと	結果を記録し、3年間保存すること
	採 光 ・ 照 明	照 度	精密な作業	10	300ルクス以上とすること	
			普通の作業		150ルクス以上	〃
			粗な作業		70ルクス以上	〃
		採光・照明の方法			①明暗の対照を少なくすること (局所照明と全般照明を併用)	局所照明に対する全般照明の比は約10分の1以上が望ましい
照明設備の点検		②まぶしさをなくすこと	光源と眼とを結ぶ線と視線とがなす角度は30度以上が望ましい			
				6月以内ごとに1回、定期に行うこと		
騒ば音の等防伝止	カードせん孔機、タイプライター等の事務用機器を、5台以上集中して作業を行わせる場合		12	①作業室を専用室とすること ②専用室はしゃ音および吸音の機能をもつ天井および隔壁とすること		

項 目		事務所則	基 準	備 考			
給 水	水 質 基 準		13	水道法第4条に規定する水質基準に適合すること	地方公共団体等の行う検査によること		
	給水せんに おける水に 含まれる残 留塩素	通常				遊離残留塩素の場合0.1ppm以上 とすること	
		汚染等 の場合				結合残留塩素の場合0.4ppm ♪	
						遊離残留塩素の場合0.2ppm ♪	
						結合残留塩素の場合1.5ppm ♪	
清	排 水 設 備		14	汚水の漏出防止のための補修およびそうじを行うこと			
清掃等 の実施	大掃除		15	6月以内ごとに1回、定期的に、統一的に行うこと	調査の結果に基づいて、ねずみ、昆虫等の発生を防止するため必要な措置を講じること		
	ねずみ、 昆虫等	発生場所、生息場所、侵入経路、被害の状況の調査				6月以内ごとに1回、定期的に、統一的に行うこと	
		殺そ剤、殺虫剤				薬事法の承認を受けた医薬品または医薬部外品を用いること	
廃 棄 物		16	労働者は、廃棄物を一定の場所に棄てること				
潔	便 所	区 別	17	男性用と女性用に分けること	清潔に保ち、汚物を適切に処理すること		
		男性用大便所		60人以内ごとに1個以上とすること			
		男性用小便所		30人以内ごとに1個以上とすること			
		女性用便所		20人以内ごとに1個以上とすること			
		便 池		汚物が土中に浸透しない構造とすること			
	手洗い設備	流出する清浄な水を十分に供給すること					
洗 面		18	洗面設備を設けること				
被服汚染の作業			更衣設備を設けること				
被服湿潤の作業			被服の乾燥設備を設けること				
休 憩		19	休憩の設備を設けるよう努めること				
休	夜間の睡眠、仮眠		20	睡眠または仮眠の設備を設けること	男性用、女性用に区別すること 寝具等必要な用品を備え、かつ、 疾病感染を予防する措置を講ずること		
養	50人以上または女性30人以上		21	が床することのできる休養室または休養所を設けること	男性用、女性用に区別すること		
	持続的立業		22	いすを備え付けること			
救急用具の備え付け		23	負傷者の手当に必要な用具、材料を備えること	備え付け場所および使用方法を周知すること 救急用具等を常時清潔に保つこと			